

【13-1 特別養子縁組申立事件・第1段階の審判】

令和2年（家口）第△×号 特別養子適格の確認申立事件【注1】

審 判

住 所 A県B市C町×丁目××番×

5 申立人（養父となるべき者） 甲 野 太 郎

住 所 上記申立人と同じ

申立人（養母となるべき者） 甲 野 花 子

本 籍 D県E市F町×丁目××番地×

住 所 申立人らと同じ

10 養 子 と な る べ き 者 乙 野 一 郎

令和2年3月×日生

(以下「未成年者」という。)

本 籍 未成年者と同じ

住 所 D県E市F町×丁目××番×

15 養 子 と な る べ き 者 の 母 乙 野 雪 子

(以下「実母」という。)

主 文

1 申立人らと未成年者との間における縁組について、特別養子適格があることを確認する。

20 2 手続費用は各自の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

主文第1項と同旨

第2 当裁判所の判断【注2】

25 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

- (1) 申立人らは、平成22年に婚姻した夫婦である。
- (2) 実母は、令和2年3月×日、未婚のまま未成年者を出産したが、未成年者を養育することが経済的に困難であったことから、児童相談所に相談の上、未成年者を養子に出すことにした。
- 5 (3) 申立人らは、令和元年6月にA県から里親認定を受けたところ、令和2年4月、児童相談所から未成年者を紹介され、同年5月×日から、未成年者を養育している。
- (4) 実母は、令和2年9月×日、当庁家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で当裁判所に本件特別養子縁組に同意する旨の書面を提出した。なお、
10 未成年者は実父から認知されていない。

2 上記認定事実によれば、本件において、民法817条の6の要件を満たし、また、実母による未成年者の監護が著しく困難であると認められるから、主文のとおり審判する。

令和2年12月××日

15 A家庭裁判所

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

【注1】児童相談所長が第1段階の審判を申し立てる場合、その審判は、養親となるべき者が第1段階の審判を申し立てる場合と異なり、別表第1審判事件（別表第1第128の3）となり、事件名は「児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認申立事件」となる。
20

【注2】特別養子縁組の事案においては、養子となるべき子の出生の経緯等、デリケートな内容を扱うことから、本件のように、実親の同意を得た上で審判をする場合は、第1段階の確認の審判についても第2段階の成立の審判についても、理由については、手続を二段階に分けた改正の趣旨も踏まえて、簡略な記載にとどめることも考えられる。もっと
25

も、実親の同意なく第1段階の確認の審判をする場合や、申立てを却下する場合においては、詳細に理由を示す必要がある。また、第1段階の審判の申立人が児童相談所長である場合も、児童虐待事案や実親が特別養子縁組に同意していない事案等であることが予想され、同様であろう。

【13-2 特別養子縁組申立事件・第2段階の審判】

令和2年（家）第△×号 特別養子縁組の成立申立事件

審 判

本籍 A県B市C町×丁目××番地×

5 住 所 A県B市C町×丁目××番×

申立人（養父となるべき者） 甲 野 太 郎

本籍及び住所 上記申立人と同じ

申立人（養母となるべき者） 甲 野 花 子

本籍 D県E市F町×丁目××番地×

10 住 所 申立人らと同じ

養子となるべき者 乙 野 一 郎

令和2年3月×日生

（以下「未成年者」という。）

主 文

15 1 未成年者を申立人らの特別養子とする。

2 手続き費用は各自の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

主文第1項と同旨

20 第2 当裁判所の判断【注1, 2】

1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

(1) 申立人らは、昭和45年6月×日生（申立人甲野太郎）及び昭和55年2月×日生（申立人甲野花子）で、平成22年に婚姻した夫婦である。

25 (2) 申立人らは、申立人甲野太郎所有の一戸建で、申立人甲野太郎が会社に勤務して得た給与収入で安定した生活を送っている。

(3) 申立人らは、令和元年6月にA県から里親認定を受けたところ、令和2年4月、児童相談所から同年3月×日に出生した未成年者を紹介され、同年5月×日から、未成年者を養育している。

(4) 申立人らは、令和2年5月×日、本件申立てと同時に特別養子適格の確認の申立てをした（当庁令和2年（家口）第△×号）。

(5) 申立人らの養親としての適格性や令和2年5月以降の未成年者の監護状況に問題はなく、未成年者との関係も良好で、養親子としての適合性もある。

2 上記認定事実によれば、本件において、民法817条の3ないし5の各要件を満たし、また、特別養子縁組を成立させることが子の利益のために特に必要があるものと認められるから、家事事件手続法164条11項により、未成年者についての特別養子適格の確認の審判と同時に、主文のとおり審判する。

令和2年12月××日

A家庭裁判所

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

15

【注1】養親となる者が第1段階の審判と第2段階の審判を同時申立てし、家事事件手続法164条11項により、同時審判された場合の記載例となる。なお、第1段階の審判が先行した場合の記載例は、次のとおりである。

(1)から(3) 略

(4) 申立人らの養親としての適格性や令和2年5月以降の未成年者の監護状況に問題はなく、未成年者との関係も良好で、養親子としての適合性もある。

(5) 当裁判所は、申立人らの申立てにより、未成年者につき、令和2年11月××日、特別養子適格の確認の審判（当庁令和2年（家口）第△×号）をし、同審判は、同年12月×日確定した。

2 上記認定事実によれば、未成年者は、申立人らの申立てによる特別養子適格の確認

25

の審判を受けた者であり、本件において、民法817条の3ないし5の各要件を満たし、また、特別養子縁組を成立させることが子の利益のために特に必要があるものと認められるから、主文のとおり審判する。

【注2】第1段階の審判が児童相談所長の申立てによる場合は、同審判が第2段階の申立ての日の6か月前日の日以後に確定したことを認定する必要がある。
5